平成２３年度　定期監査結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

１　監査の種類　　定期監査及び行政監査
２　監査対象　　　福祉部（保育園）
　　中央保育園、海蔵保育園、内部保育園、桜台保育園、保々保育園、八郷西保育園
　　（保々保育園、八郷西保育園は書面監査）
３　監査実施期間　平成２３年１０月２６日
４　監査結果報告　平成２４年2月１４日

監査の結果（指摘事項）	措置（具体的内容）・対応状況
（１）支出事務について ア　需用費(修繕料・賄材料費)の支払いにおいて、事務処理が遅延しているものが見受けられた。「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき、期限内に支出事務を行うようチェック体制を確認し、内部事務管理について改めること。 【是正事項】（内部保育園、八郷西保育園）	【　措置済　】　　平成２４年4月１７日 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき、事務処理が遅延しないよう各園に対して指示を行うとともに、園内の支出事務について研修を行うなど周知徹底を図った。 なお、内部保育園、八郷西保育園それぞれにおいて、支払いの事務処理が遅延しないよう改めた。
イ　主食材料発注書兼確認書に納品確認の記入漏れが見受けられた。納品時に確実に記録し、園長の確認を得るよう改めること。 【是正事項】（内部保育園）	【　措置済　】　　平成２３年１０月１７日 主食材料発注書兼確認書について、納品確認の記入漏れがあったところに対しては記入を行った。今後は、納品時には確実に記録を行い、園長の確認を得るよう改めた。
（３）備品管理について 他所属から保管転換された備品に貼付されたラベルが旧所属のままになっていたので、整理すること。【是正事項】（海蔵保育園）	【　措置済　】　　平成２３年１１月３０日 他所属から保管転換された備品のラベルについては訂正を行った。今後は保管転換された後は、必ず自所属のラベルを貼付するように徹底した。
（６）自家用車公務使用の届出について 自家用車の公務使用にあたり、車検証や保険証の写しが添付されていないものが見受けられた。適正に届出手続きを行うとともにチェックマニュアルを作成するなど、手続きの不備を防止するための手段を講じること。【是正事項】（中央保育園、八郷西保育園）	【　措置済　】　　平成２４年4月３０日 中央保育園、八郷西保育園それぞれにおいて、自家用車の公務使用について必要な書類を漏れのないよう添付した。なお、その手続きの不備を防止するため、児童福祉課から各園に対して、適正な届出手続きについて周知を図った。

平成２３年度　定期監査結果（意見）に基づく措置状況等の報告

１　監査の種類　　定期監査及び行政監査
２　監査対象　　　福祉部（保育園)
　　　　　　　　　　中央保育園、海蔵保育園、内部保育園、桜台保育園、保々保育園、八郷西保育園
　　　　　　　　　　（保々保育園、八郷西保育園は書面監査）
３　監査実施期間　平成２３年１０月２６日
４　監査結果報告　平成２４年2月１４日

監査の結果（意見）	措置（具体的内容）・対応状況
（１）経営的感覚について 　園長が保育園の管理者として、業務の効率化や重複・ムダ等の排除などを通して、諸コストの低減について意識的に管理するようになったことは認められる。今後は、さらに発展させ、保育園のサービスコストや提供する保育サービスの内容を検討すること。また、備品や消耗品などの在庫管理(棚卸)と購入計画についても取り組み、適正管理の下に予算を執行するなど、さらなる経営改善に努めること。【要望事項】	【　継続努力　】　　平成２４年８月１３日 　園長は、保育園の管理者として、保育園のサービスコストや提供する保育サービスの内容を検討しながら、引き続き、経営改善に努めていく。
	【　継続努力　】　　平成２５年２月１３日 　園長は、保育園の管理者として、保育園のサービスコストや提供する保育サービスの内容について園長会で議論を行ったりしたが、さらなる経営改善に向けて、引き続き、努力していく。
（２）職員体制について 　常勤保育士に占める非正規職員(嘱託職員、臨時職員)の割合が高い。保育という点では同等の責任があることから、非正規職員への勤務形態への配慮、研修やメンタルケアなど処遇改善に努めること。 【要望事項】	【　継続努力　】　　平成２４年８月１３日 　嘱託職員や臨時職員に対しては、メンタルケアなどの研修も行いながら、勤務形態への配慮を欠かさず、処遇改善に努めていく。
	【　継続努力　】　　平成２５年２月１３日 　嘱託職員や臨時職員に対しては、１１月と１２月に保育業務の研修を実施するなどスキルアップに努めるとともに、各園においても、引き続き勤務形態への配慮を欠かさず、処遇改善に努めていく。
（３）年次有給休暇の取得について 　年次有給休暇の取得が少ないように見受けられる。多忙で年次有給休暇を取りにくい状況にあることは理解するが、保育士が健康で心に余裕を持ち、安全で安心な保育を提供できるよう、シフトの組み方やクラス支援保育士・代替保育士などの配置・補充等の工夫に努めること。 【要望事項】	【　継続努力　】　　平成２４年８月１３日 　多忙ではあるものの、職員が安全な保育を提供できるよう、シフトの組み方などの工夫に努めながら、必要な折に年次有給休暇が取得できるように努めていく。
	【　継続努力　】　　平成２５年２月１３日 　職員が安全な保育を提供できるよう、シフトの組み方などの工夫に努めるとともに、園によっては短時間勤務の臨時保育士の補充を行うなど、引き続き、必要な折に年次有給休暇が取得できるように努めていく。

（４）公金外現金の取り扱いについて 　地域交流事業において、地区社会福祉協議会等との共催行事を行うに際し、事業費の一部を預かり、主食代会計の預金通帳で管理しているものが見受けられた。混同する恐れがあるので、適切な管理に改めること。【改善事項】	【　措置済　】　　平成２４年8月１３日 　公金外現金の取り扱いについては、主食代会計の預金通帳とは別に管理し、他のものと混同しないよう適切に管理することとした。
（５）賄材料費の支出について 　児童福祉課による共同購入分を除いた給食材料の購入において、他園での購入実績を比較している傾向がある。新聞、チラシなどによる市場価格も参考にし、より安全でより良いものをより安価にということを心がけ、引き続き経費の圧縮に努めること。【要望事項】	【　継続努力　】　　平成２４年8月１３日 　給食材料の購入については、引き続き、より安全でより良いものをより安価にということを念頭に、経費の圧縮に努めていく。 【　措置済　】　　平成２５年2月１３日 　給食材料の購入については、各園により安全でより良いものをより安価にということを呼びかけ、経費の圧縮に努めた。
（６）遊具修繕について 　職員が毎日点検し、業者点検も定期的に実施されているが、設置から３０年以上経過しているものが多く、老朽化が進んでいる。園児の安全を確保するために、今後どの程度使用可能であるかなどの実態把握に努め、計画的な修繕等を行うよう要望する。【要望事項】	【　継続努力　】　　平成２４年8月１３日 　遊具については、業者点検の結果と園児の日ごろの利用頻度などを総合的に判断しながら、今後も計画的に遊具修繕等を行っていく。 【　継続努力　】　　平成２５年2月１３日 　遊具については、業者点検の結果と園児の日ごろの利用頻度などを総合的に判断しながら、今後も計画的に遊具修繕等を行っていく。
（７）安全対策について 　固定されていないテレビが見受けられた。ワイヤー等で固定するなどの転倒防止策を講じること。併せて、隣接の公園を園庭としている園や、敷地を囲むフェンスが低い園があることから、侵入者対策として、園内外のレイアウトを常に点検し、園児の安全や保育環境の保全に留意すること。　【改善事項】	【　継続努力　】　　平成２４年8月１３日 　テレビをはじめ、大型備品の転倒防止策を実施している。また、外部からの侵入者対策について、保育環境の保全に留意しながら対処していく。 【　継続努力　】　　平成２５年2月１３日 　大型備品の転倒防止策を引き続き実施している。また、外部からの侵入者対策について、引き続き、保育環境の保全に留意しながら対処していく。
（８）土地の借用について 　保護者の園児送迎のため駐車場用地として、園によっては有償で賃貸借契約を交わしている状況が見受けられた。児童福祉課においては、保育園の近隣に使用可能な市有地がないか、近隣により安価な賃借物件がないか、または長期使用を見込んで購入するかなどを調査のうえ、低コストで今後も継続して使用できるよう努めること。【要望事項】	【　継続努力　】　　平成２４年8月１３日 　保護者の園児送迎のための駐車場用地については、保育園の近隣の物件調査を行うとともに、いま借用している駐車場の地権者との協議も含めて、低コストで今後も継続して使用できるよう努めていく。 【　継続努力　】　　平成２５年2月１３日 　保護者の園児送迎のための駐車場用地については、引き続き、保育園の近隣の物件調査を実施したが、保護者の利便性を考慮し、今後も低コストで継続して使用できるよう努めていく。

（９）保育料滞納の縮減について 保育料の滞納が近年の課題となっており、これを縮減させるために保育料の口座振替の利用推進の努力は認められる。今後においては、滞納している保護者への声かけだけでなく、具体的な納付相談が必要であると考えるので、所管課及び関係課との連携を図ること。【要望事項】	【　継続努力　】　　平成２４年8月１３日 保育園では、園児の送迎時に保護者の生活状況を把握する機会があるため、失業等により生活困窮に至っている世帯があれば、児童福祉課との連携により、減免手続きや分納相談へとつなげている。 児童福祉課では、３ヶ月分以上の滞納のある世帯に対しては、催告状を送付し、保育料の納入と納付相談を呼びかけている。この結果、相談があった方には、債務の承認とともに、分納等の相談に応じている。 また、保護者からの申し出により、児童手当から滞納保育料を徴収できるようになったことから、分納方法のひとつとして、徴収を進めていく。 悪質な滞納者に対しては、収納推進課への移管により差押を行い、公平性の確保と収納率の向上に努めていく。
	【　継続努力　】　　平成２５年2月１３日 保育料滞納の縮減を目指して、引き続き、　保育園経由で納付書の手渡しを行うなど、児童福祉課での減免手続きや納付相談につなげている。また、児童福祉課では、滞納世帯（３ヶ月分以上）には催告状を送付し、納付相談があった場合には、債務承認のうえ分納等に応じ、児童手当からの滞納保育料の徴収も進めていく。なお、悪質な滞納者は収納推進課への移管により差押を行うなど、公平性の確保と収納率の向上に努めていく。
（１０）小動物の飼育について 小動物の飼育小屋は存在するものの、飼育をしていない保育園が見受けられた。保育所保育指針には、動物飼育の中で、子どもが命の大切さ、思いやりや社会性、道徳的発達を身につけることも必要であるとの趣旨が示されているので、子どもの育ちにおける動物飼育の意義について見直しを行うこと。【要望事項】	【　措置済　】　　平成２４年8月１３日 いまの登録園児には、動物の体毛などにアレルギー反応を起こす児童もいることから、飼育小屋でうさぎなどの小動物を飼育できない園がある。そのような園については、小動物に替えて水槽で金魚を飼うなどの対応をしている。 保育所保育指針の理念に基づき、動物飼育を通じて、園児に命を尊重する心が育つようその環境整備を図るよう周知した。